

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第23期第1四半期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
【会社名】	ディービーエックス株式会社
【英訳名】	DVx Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若 林 誠
【本店の所在の場所】	東京都練馬区小竹町一丁目16番1号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は 「最寄りの連絡場所」で行っております)
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区高田二丁目17番22号
【電話番号】	03-5985-6110 (直通)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 戸 田 幸 子
【縦覧に供する場所】	ディービーエックス株式会社 本社 (東京都豊島区高田二丁目17番22号) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第23期 第 1 四半期累計（会計）期間	第22期
会計期間	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日	自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
売上高 (千円)	2, 999, 676	11, 740, 376
経常利益 (千円)	115, 153	420, 381
四半期（当期）純利益 (千円)	58, 684	236, 354
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	325, 410	324, 613
発行済株式総数 (株)	1, 364, 000	680, 800
純資産額 (千円)	1, 688, 277	1, 668, 865
総資産額 (千円)	5, 505, 685	5, 469, 897
1 株当たり純資産額 (円)	1, 237. 87	2, 451. 59
1 株当たり四半期（当期）純利益 (円)	43. 09	354. 35
潜在株式調整後 1 株当たり四半期（当期）純利益 (円)	42. 59	344. 96
1 株当たり配当額 (円)	—	60
自己資本比率 (%)	30. 7	30. 5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	145, 570	349, 252
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1, 827	△126, 707
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△73, 344	2, 250
現金及び現金同等物の 四半期末（期末）残高 (千円)	1, 639, 991	1, 567, 288
従業員数 (名)	136	131

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 平成20年 4 月 1 日を効力発生日として 1 : 2 の株式分割を実施しております。
- 4 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（名）	136 [13]
---------	----------

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は、商品の仕入販売であり、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当第1四半期会計期間における仕入実績を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

事業区分	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
不整脈事業（千円）	2,211,392
虚血事業（千円）	250,227
その他（千円）	2,069
合計	2,463,690

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社の事業形態は、原則として受注と販売が同時に発生するため、記載を省略しました。

(4) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

事業区分	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
不整脈事業（千円）	2,583,539
虚血事業（千円）	412,893
その他（千円）	3,242
合計	2,999,676

（注） 1 総販売実績に占める販売実績の割合が100分の10以上となる相手先はありません。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成20年8月14日）現在において当社が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、サブプライムローン問題の影響による金融・資本市場の混乱、原油価格・原材料価格の高騰等により景気の減速傾向は一層強まり、先行き不透明な状況で推移しました。医療機器業界におきましては、本年4月に厚生労働省による医療費の適正化を目的とした特定保険医療材料の保険償還価格の引き下げが実施され、商品価格は下落傾向にあります。

このような情勢のもと、当社では、平成20年5月に九州営業所を開設し販売網の強化をはかるなど、新規顧客開拓と新商品導入による業容の拡大、競争力のある組織体制の確立を目指し、事業拡大に注力してまいりました。

これらの結果、当第1四半期会計期間の売上高は2,999,676千円、営業利益81,223千円、経常利益115,153千円、四半期純利益58,684千円となりました。

事業区分別の売上状況は、次のとおりです。

（不整脈事業）

当第1四半期会計期間の不整脈事業の売上高は、保険償還価格引き下げの影響を受けつつも、心臓ペースメーカ、ICD（植込み型除細動器）がともに数量を伸ばし、2,583,539千円となりました。

（虚血事業）

当第1四半期会計期間の虚血事業の売上高は、自動造影剤注入装置「ACIST」のディスポーザブルキットが好調に推移し412,893千円となりました。

（その他）

当第1四半期会計期間のその他の売上高は、英語論文の校正を行う「英文校正サービス」の業務を終了したため、3,242千円となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前事業年度末と比較して72,702千円増加し、1,639,991千円となりました。資金が増加した主な要因は、以下のキャッシュ・フローによるものです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は145,570千円となりました。これは主に税引前四半期純利益103,406千円に加え、仕入債務の増加103,929千円、未払賞与の増加101,334千円等の収入要因があった一方、賞与引当金の減少55,874千円、法人税等の支払額114,562千円等の支出要因があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は1,827千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出7,855千円、差入保証金の支払による支出3,500千円等の支出要因があったものの、貸付金の回収による収入8,100千円等の収入要因があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により支出した資金は73,344千円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出39,466千円及び配当金の支払額33,560千円等の支出要因があったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当社が開発中の「超極細繊維を用いた人工血管」につきましては、独立行政法人科学技術振興機構（JST）の平成18年度委託開発事業として採択され、平成18年3月28日付で新技術開発委託契約を締結し、株式会社ノイシキラボと協力して開発を進めております。現在、テクノロジーセンターを設置し、当該製品の安全性評価等の研究に着手した段階であります。当第1四半期会計期間の研究開発費の総額は11,977千円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	2,080,000
計	2,080,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,364,000	1,364,000	ジャスダック証券取引所	—
計	1,364,000	1,364,000	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成16年3月17日 臨時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数（個）	62
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	24,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	一株につき663
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 663 資本組入額 332
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

- 2 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができます。

- 3 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整することができますものとします。

- 4 権利行使の条件は次の各号に定めるとおりであります。
- ① 新株予約権を受けた取締役及び従業員は、権利行使時に当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (イ) 任期满了により、取締役を退任する場合
 - (ロ) 定年により、従業員が退職する場合
 - ② 監査役は権利行使時に当社の監査役の地位にあること。また、社外コンサルタントは当社と顧問契約を継続していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (イ) 任期满了により、監査役を退任する場合
 - (ロ) 社外コンサルタントが、当社の役員又は従業員になった場合
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - ④ その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによるものとする。
- 5 当社は平成17年8月1日付をもって1株を4株に、平成20年4月1日付をもって1株を2株に分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

第2回新株予約権（平成16年10月25日 臨時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数（個）	58
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	23,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	一株につき950
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日～平成21年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 950 資本組入額 475
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

- 2 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができます。

- 3 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整することができますものとします。

- 4 権利行使の条件は次の各号に定めるとおりであります。
- ① 新株予約権を受けた取締役及び従業員は、権利行使時に当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (イ) 任期満了により、取締役を退任する場合
 - (ロ) 定年により、従業員が退職する場合
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - ③ その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによるものとする。
- 5 当社は平成17年8月1日付をもって1株を4株に、平成20年4月1日付をもって1株を2株に分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

第3回新株予約権（平成16年10月25日 臨時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数（個）	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	一株につき950
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日～平成21年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 950 資本組入額 475
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

- 2 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができます。

- 3 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整することができますものとします。

- 4 権利行使の条件は次の各号に定めるとおりであります。
- ① 監査役は権利行使時に当社の監査役の地位にあること。また、社外コンサルタントは当社と顧問契約を継続していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (イ) 任期満了により、監査役を退任する場合
 - (ロ) 社外コンサルタントが、当社の役員又は従業員となった場合
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - ③ その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによるものとする。
- 5 当社は平成17年8月1日付をもって1株を4株に、平成20年4月1日付をもって1株を2株に分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

第4回新株予約権（平成17年6月24日 定時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数（個）	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	一株につき950
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 950 資本組入額 475
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

- 2 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後 付与株式数} = \text{調整前 付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができます。

- 3 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 払込価額} = \text{調整前 払込価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後 払込価額} = \text{調整前 払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとしします。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整することができるものとします。

4 権利行使の条件は次の各号に定めるとおりであります。

- ① 新株予約権を受けた従業員は、権利行使時に当社の従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (イ) 定年により、従業員が退職する場合
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- ③ その他の条件については、当社が新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めるところによるものとする。

5 当社は平成17年8月1日付をもって1株を4株に、平成20年4月1日付をもって1株を2株に分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日 (注) 1	680,800	1,361,600	—	324,613	—	294,908
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日 (注) 2	2,400	1,364,000	796	325,410	794	295,703

(注) 1 平成20年4月1日に、平成20年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

2 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 680,600	6,806	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 200	—	1 単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	普通株式 680,800	—	—
総株主の議決権	—	6,806	—

（注）単元未満株式数には、当社所有の自己株式74株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4 月	5 月	6 月
最高（円）	1,195	1,240	1,189
最低（円）	1,022	1,073	1,071

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽ASG有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、太陽ASG監査法人は、平成20年7月15日付けをもって、法人組織を有限責任監査法人へ移行し、名称を太陽ASG有限責任監査法人に変更しております。

3 四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 1,739,991	※2 1,667,288
受取手形及び売掛金	※4 2,696,145	※4 2,783,182
商品	407,113	360,146
繰延税金資産	33,638	44,440
受託開発仕掛勘定	※3 208,411	※3 194,971
その他	81,342	74,412
貸倒引当金	△3,750	△3,850
流動資産合計	5,162,893	5,120,591
固定資産		
有形固定資産	※1 109,935	※1 114,610
無形固定資産	41,773	46,354
投資その他の資産		
投資有価証券	52,945	52,979
差入保証金	88,842	85,391
繰延税金資産	41,187	41,960
その他	8,108	8,010
投資その他の資産合計	191,083	188,341
固定資産合計	342,792	349,306
資産合計	5,505,685	5,469,897
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,965,332	2,886,839
1年内償還予定の社債	50,000	50,000
短期借入金	50,000	50,000
1年内返済予定の長期借入金	99,274	126,609
未払法人税等	35,656	123,000
未払賞与	101,334	0
賞与引当金	23,247	79,122
売上値引引当金	46,530	0
仮受受託開発補助金勘定	※2、※3 218,502	※2、※3 218,502
その他	110,605	135,970
流動負債合計	3,700,482	3,670,042
固定負債		
長期借入金	13,913	26,044
退職給付引当金	55,723	52,787
役員退職慰労引当金	47,289	52,158
固定負債合計	116,925	130,989
負債合計	3,817,408	3,801,032

(単位: 千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	325,410	324,613
資本剰余金	295,703	294,908
利益剰余金	1,067,547	1,049,706
自己株式	△173	△173
株主資本合計	1,688,487	1,669,055
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△209	△189
評価・換算差額等合計	△209	△189
純資産合計	1,688,277	1,668,865
負債純資産合計	5,505,685	5,469,897

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	2,999,676
売上原価	2,377,877
売上総利益	621,798
販売費及び一般管理費	※ 540,575
営業利益	81,223
営業外収益	
デリバティブ評価益	31,783
その他	4,929
営業外収益合計	36,713
営業外費用	
支払利息	737
株式交付費	1,909
その他	136
営業外費用合計	2,783
経常利益	115,153
特別利益	
貸倒引当金戻入額	100
特別利益合計	100
特別損失	
たな卸資産評価損	11,846
特別損失合計	11,846
税引前四半期純利益	103,406
法人税、住民税及び事業税	33,133
法人税等調整額	11,588
法人税等合計	44,722
四半期純利益	58,684

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位: 千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	103,406
減価償却費	13,262
デリバティブ評価損益 (△は益)	△31,783
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△100
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△55,874
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,935
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△4,868
売上値引引当金の増減額 (△は減少)	46,530
受取利息及び受取配当金	△441
支払利息及び社債利息	874
株式交付費	1,909
為替差損益 (△は益)	△2,303
売上債権の増減額 (△は増加)	61,600
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△46,967
仕入債務の増減額 (△は減少)	103,929
未払賞与の増減額 (△は減少)	101,334
未払消費税等の増減額 (△は減少)	3,507
受託開発勘定の増減額	△13,439
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△16,628
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△6,529
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	△27
小計	260,324
利息及び配当金の受取額	527
利息の支払額	△718
法人税等の支払額	△114,562
営業活動によるキャッシュ・フロー	145,570
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△7,855
有形固定資産の売却による収入	1,470
差入保証金の差入による支出	△3,500
差入保証金の回収による収入	50
貸付金の回収による収入	8,100
その他	△90
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,827
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△39,466
株式の発行による支出	△317
配当金の支払額	△33,560
財務活動によるキャッシュ・フロー	△73,344
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,303
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	72,702
現金及び現金同等物の期首残高	1,567,288
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,639,991

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 会計処理基準に関する事項の変更 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 棚卸資産の評価基準及び評価方法については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。これにより、税引前四半期純利益は11,846千円減少しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第1四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。 2 棚卸資産の評価方法 当第1四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。 3 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算出する方法によっております。 4 法人税等及び繰延税金資産の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目を重要なものに限定する方法によっております。 また、繰延税金資産の回収可能性の判断において、経営環境等に著しい変化が生じておらず、一時差異等の発生状況について大幅な変動がないため、前事業年度末に使用した業績予想やタックス・プランニングを利用しております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、172,830千円です。 ※2 担保資産及び担保付債務 <table> <tr> <td>担保資産</td><td></td></tr> <tr> <td>定期預金</td><td>50,000千円</td></tr> <tr> <td>担保付債務</td><td></td></tr> <tr> <td>仮受受託開発補助金勘定</td><td>218,502千円</td></tr> </table> ※3 受託開発にかかる仮勘定であり、受け入れた補助金の額を「仮受受託開発仕掛勘定」へ計上し、受託研究開発のために費消した額を「受託開発仕掛勘定」へ計上しております。 受託研究開発が成功した場合、当社は「仮受受託開発補助金勘定」残高の全額について返済義務を負うとともに、成果物の独占使用権を取得します。一方、当該受託研究開発が失敗した場合には、「仮受受託開発補助金勘定」残高の返済義務は負いません。 ※4 受取手形裏書譲渡高は、25,436千円です。	担保資産		定期預金	50,000千円	担保付債務		仮受受託開発補助金勘定	218,502千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、164,149千円です。 ※2 担保資産及び担保付債務 <table> <tr> <td>担保資産</td><td></td></tr> <tr> <td>定期預金</td><td>50,000千円</td></tr> <tr> <td>担保付債務</td><td></td></tr> <tr> <td>仮受受託開発補助金勘定</td><td>218,502千円</td></tr> </table> ※3 同左 ※4 —	担保資産		定期預金	50,000千円	担保付債務		仮受受託開発補助金勘定	218,502千円
担保資産																	
定期預金	50,000千円																
担保付債務																	
仮受受託開発補助金勘定	218,502千円																
担保資産																	
定期預金	50,000千円																
担保付債務																	
仮受受託開発補助金勘定	218,502千円																

(四半期損益計算書関係)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	189,608千円
賞与引当金繰入額	23,247千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
現金及び預金	1,739,991千円
預入期間が3か月超の定期預金	<u>△100,000千円</u>
現金及び現金同等物	1,639,991千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末（平成20年6月30日）及び当第1四半期累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式	1,364,000株

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式	148株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	40,843	60	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第1四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末と比較し著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末（平成20年6月30日）

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末（平成20年6月30日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち 1年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引 買建 米ドル	386,388	—	378,468	31,783
合計	386,388	—	378,468	31,783

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第1四半期会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

当第1四半期会計期間において該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1,237円87銭	2,451円59銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,688,277	1,668,865
普通株式に係る純資産額(千円)	1,688,277	1,668,865
普通株式の発行済株式数(株)	1,364,000	680,800
普通株式の自己株式数(株)	148	74
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	1,363,852	680,726

2 当社は、平成20年4月1日付けで株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前事業年度末の1株当たり純資産額は1,255円79銭です。

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	43円09銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	42円59銭

(注) 1 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益算定上の基礎

項目	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	58,684
普通株式に係る四半期純利益(千円)	58,684
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	1,361,784
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた 普通株式増加数(株)	16,023
普通株式増加数(株)	16,023
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について 前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—

2 当社は、平成20年4月1日付けで株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 7 日

ディーバイエックス株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 稲村 榮典 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柳下 敏男 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているディーバイエックス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ディーバイエックス株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。